

2026年10月 1 日

各位

シャープ株式会社
代表取締役 河村 哲治

吸収合併に係る事後開示書類

シャープ株式会社（以下、「SC」といいます。）はシャープディスプレイテクノロジー株式会社（以下、「SDTC」といいます。）及びシャープ米子株式会社（以下、「SYC」といいます。）と、2026年 8 月 7 日付で締結した合併契約に基づき、2026年10月 1 日を効力発生日として、SCを吸収合併存続会社、SDTC及びSYCを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第 1 項及び会社法施行規則第200条に定める事後開示事項は以下のとおりです。

1. 本吸収合併が効力を生じた日

2026年10月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

（1）株主の差止請求手続の経過

SDTC及びSYCは、いずれもSCの完全子会社であり、SC以外に株主が存在しなかったため、会社法第784条の 2 の規定による請求はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求手続の経過

SDTC及びSYCは、いずれもSCの完全子会社であり、SC以外に株主が存在しなかったため、会社法第785条の規定による株式買取請求はありませんでした。

（3）新株予約権買取請求手続の経過

SDTC及びSYCは、いずれも新株予約権を発行していなかったため、会社法第787条の規定による新株予約権買取請求はありませんでした。

（4）債権者の異議手続の経過

SDTC及びSYCは、会社法第789条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026年 8 月25日に官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第789条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

（1）株主の差止請求手続の経過

SCにおいて、本吸収合併は会社法第796条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、同法第796条の 2 ただし書の規定により、株主には差止請求権が認められていませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求手続の経過

SCにおいて、本吸収合併は会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、同法第797条第1項ただし書の規定により、反対株主には株式買取請求権が認められていませんでした。

(3) 債権者の異議手続の経過

SCは、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2026年8月25日に官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第799条第1項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 本吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

SCは、本吸収合併の効力発生日である2026年10月1日をもって、合併契約の定めに従い、SDTC及びSYCのそれぞれの資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 本吸収合併に関して、会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

本吸収合併による変更の登記は、効力発生日から2週間以内に申請する予定です。

7. その他本吸収合併に関する重要な事項

SCは、会社法第797条第3項に定める通知に代えて、同条第4項第1号に基づき、本吸収合併に関する公告を行いました。これに対し、会社法第796条第3項の規定に基づき本吸収合併に反対する旨を通知した株主が有する株式数は、合計300株でした。なお、当該株式数は、会社法施行規則第197条に定める数には達していませんでした。

以 上

別紙

会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

2026 年 8 月 25 日

各位

シャープ株式会社
代表取締役 河村 哲治

シャープディスプレイテクノロジー株式会社
代表取締役 川合 勝博

吸収合併に係る事前開示書類

シャープ株式会社（以下、「SC」といいます。）及びシャープディスプレイテクノロジー株式会社（以下、「SDTC」といいます。）は、2026 年 10 月 1 日に SC を吸収合併存続会社、SDTC を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます。）を行うこととし、合併契約を締結いたしました。

なお、本吸収合併は、SC においては、会社法第 796 条第 2 項に基づき簡易合併として、SC の完全子会社である SDTC においては、会社法第 784 条第 1 項に基づき略式合併として、株主総会の承認を得ずに行います。

本吸収合併に関する事項は以下のとおりです。

1. 合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

本吸収合併は完全親子会社間の合併につき、SC は SDTC の株主に対して合併対価の交付は行いません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

SC は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）又は SC の下記 Web サイトよりご覧いただけます。

<https://corporate.jp.sharp/ir/library/securities/>

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併の効力発生日までに生じる SC 及び SDTC の資産及び債務の額の変動を考慮しても、本吸収合併後に SC が負担する債務について、履行の見込みに問題がないものと判断しております。

以 上

合 併 契 約 書

シャープ株式会社（住所：大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目 1 番 25 号、以下「甲」という。）とシャープディスプレイテクノロジー株式会社（住所：三重県亀山市白木町幸川 464 番、以下「乙」という。）とは、以下の通り合併契約を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲と乙は合併し、甲は吸収合併存続会社として存続し、乙は吸収合併消滅会社として解散するものとする。

第 2 条（合併に際して交付する株式、金銭等）

甲は、乙の全株式を所有しているため、乙の株主に対してその株式に代わる株式、金銭等の交付は行わないものとする。

第 3 条（合併により増加する甲の資本金及び準備金等の額に関する事項）

甲が合併により増加する資本金及び準備金等の額は、次の通りとする。

- （1）資本金 0 円。 合併後の甲の資本金は 5,005,077,890 円とする。
- （2）資本準備金 0 円。 合併後の甲の資本準備金は 1,255,077,890 円とする。
- （3）利益準備金 0 円。 合併後の甲の利益準備金は 0 円とする。

第 4 条（吸収合併の効力発生日）

合併の効力発生日は、2026 年 10 月 1 日とする。但し、合併は、乙とシャープフロンティアオートモーティブテクノロジー株式会社間で別途締結される吸収合併契約に基づく吸収合併の効力発生を停止条件として、その効力を生ずる。甲及び乙は、協議の上、合併の効力発生日を合意により変更することができる。

第 5 条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、乙の資産負債及びこれらに付随する一切の権利義務を承継する。

第 6 条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務及び財産の管理運営を行い、合併に重大な影響を及ぼす事項を行うときは、別途協議の上、相手方の同意を得て行うものとする。

第 7 条（合併契約等の承認株主総会等）

本契約に基づく合併は、甲においては会社法 796 条第 2 項に定める簡易合併、乙においては同法 784 条第 1 項に定める略式合併に該当するため、甲及び乙は、それぞれ本合併契約承認の株主総会を経ることなく合併を行う。

第 8 条（本契約の解除等）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、不可抗力その他の事由により、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議の上、合意により、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 9 条（本契約書に規定以外の事項）

本契約書に定めるもののほか、合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨にしたがい、甲及び乙において協議の上定める。

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保有する。

2026 年 8 月 7 日

甲： 大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目 1 番 25 号
シャープ株式会社
代表取締役社長 河村 哲治

乙： 三重県亀山市白木町幸川 464 番
シャープディスプレイテクノロジー株式会社
代表取締役社長 川合 勝博

第6期 計算書類

〔 2025 年 4 月 1 日 から
2026 年 3 月 31 日 まで 〕

（ 貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表 ）

シャープディスプレイテクノロジー株式会社

貸 借 対 照 表
(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	29,580	流 動 負 債	233,591
現金及び預金	181	買掛金	87,286
製成品	9,796	短期借入金	107,300
仕掛品	14,957	未払費用	1,543
原材料	2,850	未払法人税等	2
貯蔵品	480	契約負債	4,891
未収入金	111	預り金	117
未収消費税等	707	リース債務	1,360
リース債権	495	賞与引当金	2,677
その他の債権	328	役員賞与引当金	6
貸倒引当金	△327	事業構造改革引当金	13,569
固 定 資 産	12,149	製品保証引当金	0
有形固定資産	5,982	損失補償引当金	3,859
建物	2,205	関係会社事業損失引当金	7,822
構築物	278	その他の他	3,154
機械及び装置	80	固 定 負 債	4,886
車両運搬具	0	退職給付引当金	3,001
工具、器具及び備品	7	リース債務	1,885
土地	1,204	負 債 合 計	238,477
リース資産	89	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	2,117	株 主 資 本	△197,328
無 形 固 定 資 産	6	資 本 金	100
工業所有権	0	利 益 剰 余 金	△197,428
施設利用権	0	その他の利益剰余金	△197,428
ソフトウェア	6	繰越利益剰余金	△197,428
投資その他の資産	6,160	評 価 ・ 換 算 差 額 等	581
投資有価証券	5,897	その他の有価証券評価差額金	581
関係会社株式	56		
リース債権	408		
関係会社長期未収入金	2,983		
その他の他	661		
貸倒引当金	△3,847	純 資 産 合 計	△196,747
資 産 合 計	41,730	負 債 純 資 産 合 計	41,730

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

2025年4月 1 日 から
2026年3月 31 日 まで

(単位：百万円)

売上高	267,974
売上原価	284,181
売上総損失	16,206
販売費及び一般管理費	14,967
営業損失	31,173
営業外収益	761
受取利息及び配当金	386
固定資産賃貸収入	195
その他の営業外収入	178
営業外費用	2,816
支払固定資産賃貸利息	973
固定資産替換費用	182
為替差損	865
貸倒引当金繰入額	586
その他の営業外費用	209
経常損失	33,229
特別利益	862
固定資産売却益	805
その他の特別利益	57
特別損失	23,441
固定資産売却損	1
減損損失	1,573
関係会社株式評価損	550
関係会社事業損失引当金繰入額	7,822
事業構造改革費用	13,494
税引前当期純損失	55,808
法人税、住民税及び事業税	△7,697
法人税等調整額	—
当期純損失	48,111

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 2025 年 4 月 1 日 から
2026 年 3 月 31 日 まで 〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本金準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	100	25	107,639	107,664	△256,982	△256,982
当 期 変 動 額						
準備金から剰余金 への振替		△25	25	—		
欠 損 填 補			△107,664	△107,664	107,664	107,664
当期純損失（△）					△48,111	△48,111
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	△25	△107,639	△107,664	59,553	59,553
当 期 末 残 高	100	—	—	—	△197,428	△197,428

	株 主 資 本	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計 合 計
	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△149,217	△63	△63	△149,281
当 期 変 動 額				
準備金から剰余金 への振替	—			—
欠 損 填 補	—			—
当期純損失（△）	△48,111			△48,111
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）		645	645	645
当 期 変 動 額 合 計	△48,111	645	645	△47,465
当 期 末 残 高	△197,328	581	581	△196,747

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…………… 総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等…………… 総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、仕掛品…………… 移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品…………… 最終取得原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、三重工場及び亀山工場の一部の機械及び装置については定額法によっております。

また、1998年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 事業構造改革引当金

事業構造改革に伴い将来発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上しております。

(5) 製品保証引当金

製品の品質補償にかかる支出に備えるため、個別案件に対する費用発生見込額を計上しております。

(6) 損失補償引当金

損失補償の履行に伴う支払に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による按分額により翌事業年度から費用処理することとしております。

(8) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点に

において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

技術使用料に係る収益は、主に製品及びその製造に関する技術的ノウハウ及び知的財産の提供であり、ライセンスとの技術提携契約に基づいて技術情報等を提供する履行義務を負っております。当該技術情報等は製品の組立・製造のために必要とされるものであるため、ライセンスによる製品の販売をもって履行義務を充足する取引であり、販売実績に応じて収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

シャープ(株)は、グループ通算制度を適用しており、当社は、その通算子法人となっております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

棚卸資産	28,084百万円
------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、棚卸資産について正味売却価額が簿価を下回った場合に簿価の切下げを行っております。また、一定期間以上滞留が認められる棚卸資産については、販売の実現可能性が低下しつつあると仮定し、期間の経過に応じ定期的に簿価を切下げる方法で早期に償却を行っております。さらに、販売が困難と認められる場合などには、個別に簿価の切下げも実施しております。

しかしながら、将来の予測不能な環境変化等により、価格下落など当社グループに不利な状況が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類において簿価の切下げが追加的に必要となる可能性があります。

2. 偶発債務の算定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当該項目は当事業年度の貸借対照表及び損益計算書に反映しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「貸借対照表に関する注記」の「偶発債務」に記載のとおり、工業用水の供給に係る期限の定めのない解約不能な長期契約に関する将来の支払額については、同工場の生産停止後の活用に向けて検討中であるため、貸借対照表及び損益計算書に反映しておりません。しかしながら、将来において当該工場の売却を断念した場合、翌事業年度以降の計算書類において追加的な損失を計上する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

関係会社長期未収入金	2,983百万円
製品	4,953百万円
原材料	1,627百万円
仕掛品	10,338百万円
土地	1,204百万円
建物	2,205百万円
構築物	278百万円
機械及び装置	80百万円
工具、器具及び備品	6百万円
車両運搬具	0百万円
合計	23,676百万円

(2) 担保に係る債務

親会社の長期借入金	250,558百万円
-----------	------------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

529,416百万円

3. 保証債務

借入金に対する保証

親会社	384,413百万円
-----	------------

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	496百万円
長期金銭債権	408百万円
短期金銭債務	198,237百万円
長期金銭債務	1,885百万円

5. 偶発債務

亀山事業所の工業用水に係る契約関連

当社は、亀山第2工場の生産停止を決定しました。亀山事業所においては、期限の定めのない工業用水の供給契約があり、当該契約に基づく固定料金に係る年間支払額は224百万円であります。なお、生産停止後の同工場の活用については、引き続き検討を行っております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	△52百万円
仕入高	28,676百万円
販売費及び一般管理費	255百万円
営業取引以外の取引高	2,151百万円

2. 売上原価に含まれる棚卸評価損

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、棚卸資産評価損が売上原価に592百万円含まれております。

3. 固定資産売却益の内訳

機械及び装置	718百万円
工具、器具及び備品	86百万円

4. 固定資産売却損の内訳

工具、器具及び備品	1百万円
その他	0百万円

5. 減損損失の内訳

用途	種類	場所
事業用資産（ディスプレイデバイス生産設備等）	土地、建物附属設備、構築物、リース資産、建設仮勘定、ソフトウェア	三重県、ベトナム他

当社は、事業用資産については事業所及び事業の種類等を総合的に勘案してグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

三重県、ベトナム他における事業用資産については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（1,573百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却金額により測定しており、正味売却価額は、主として、処分見込価額から処分見込費用を控除した額を使用しております。また、処分予定資産のうち、売却が困難であるものについては、正味売却価額を零としております。

6. 関係会社株式評価損

当社の子会社であるシャープフロンティアオートモーティブテクノロジー(株)、シャープディスプレイカラーフィルター(株)の財政状態及び経営成績を勘案し、当社所有の株式に対する評価を見直した結果、関係会社株式評価損550百万円を計上しております。

7. 関係会社事業損失引当金繰入額

当社の子会社であるシャープフロンティアオートモーティブテクノロジー(株)、シャープ米子(株)、シャープディスプレイカラーフィルター(株)の債務超過額に対し、貸倒引当金控除後の金額を関係会社事業損失引当金繰入額として特別損失に計上しております。会社ごとの内訳は次の通りです。

シャープフロンティアオートモーティブテクノロジー(株)	4,062百万円
シャープ米子(株)	3,199百万円
シャープディスプレイカラーフィルター(株)	560百万円

8. 事業構造改革費用

亀山第2工場の生産停止に伴う費用を事業構造改革費用として特別損失に計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	2,000株	—	—	2,000株

(税効果会計に関する注記)

1. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、現金及び預金、未収入金、未収消費税等、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注1) 非上場株式(貸借対照表計上額5,897百万円)及び、関係会社株式(貸借対照表計上額56百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価等に関する事項の開示を省略しております。

(注2) (1)リース債権の時価については、元利金の合計を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

(注3) (2)関係会社長期未収入金の時価については、主に破綻懸念先に対する債権であり回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(注4) (3)リース債務の時価については、元利金の合計を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) リース債権	904		
貸倒引当金	△586		
	318	318	0
(2) 関係会社長期未収入金	2,983		
貸倒引当金	△2,983		
	—	—	—
(3) リース債務	(3,246)	(3,246)	0

負債に計上されているものについては、()で示しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シャープ(株)	被所有 直接100.0%	当社製品の 販売等仲介 及び動産等 の賃借	仕入の委託	— (注1)	買掛金	87,286 (注2)
				販売の委託	— (注1)	売掛金	— (注2)
						その他 (流動負債)	2,198
				リース取引	1,306	リース債務	3,246
				資金の借入 (注3)	104,553	短期借入金	107,300
				利息の支払 (注3)	973	未払費用	91
			その他	担保資産の提 供 (注4)	250,558	—	—
				債務保証 (注5)	384,413	—	—

2. 子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	シャープディス プレイカラーフィル ター(株)	所有 直接100.0%	当社製品の 製造及び動 産等の賃貸	リース取引	—	リース債権	537
				貸倒引当金繰 入	537	貸倒引当金	△537
				不動産の賃貸	182	— (注1)	— (注1)
子会社	SHARP FRONTIER ELECTRONICS DEVICE PTE. LTD.	所有 直接100.0%	株式の買収	株式の取得 (注6)	500	—	—
子会社	シャープフロンテ ィアオートモーテ ィブテクノロジー (株)	所有 直接100.0%	動産の賃貸	リース取引	403	リース債権	48
				貸倒引当金繰 入	48	貸倒引当金	△48

3. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	SHARP ELECTRONICS CORP.	なし	当社製品の 販売	販売	100,946	— (注1)	— (注1)
親会社の子会社	無錫夏普電子元器 件有限公司	なし	当社製品の 製造	仕入	111,384	— (注1)	— (注1)
				補償金の支払	7,634	損失補償引 当金	1,038
親会社の子会社	堺ディスプレイプ ロダクト(株)	なし	動産の売却	リース解約金 請求	—	関係会社長 期未収入金	2,983
				貸倒引当金繰 入	—	貸倒引当金	△2,983

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社と取引先各社との取引に関して、シャープ(株)が仕入及び販売の仲介を行うため、金額は記載していません。
- (注2) 期末残高には、消費税等を含んでおります。また、金融資産と金融負債を相殺して表示しております。
- (注3) 借入等の取引金額は、各月末残高の平均値を記載しております。金利は市場金利を勘案して決定しております。
- (注4) 同社の金融機関からの借入金に対して、当社が保有する棚卸資産、機械装置等の動産の担保提供を行っております。なお、担保提供料の受取は行っておりません。
- (注5) 同社の金融機関からの借入金に対して、債務保証を行っております。なお、債務保証料の受取は行っておりません。
- (注6) 取引価格は一般的な取引条件を参考にして、当事者間で協議のうえ決定しております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

当社は、ディスプレイデバイス製造事業を営んでおり、当該事業の主な財又はサービスの種類は、液晶パネル及びその製造に関する技術ノウハウの提供であります。

また、その売上高は、266,780百万円及び1,194百万円であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | △98,373,629円59銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 (△) | △24,055,547円22銭 |

第6期 計算書類の附属明細書

〔 2025 年 4 月 1 日 から
2026 年 3 月 31 日 まで 〕

シャープディスプレイテクノロジー株式会社

目 次

	頁
1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細・・・・・・・・	1
2. 引当金の明細・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 販売費及び一般管理費の明細・・・・・・・・	2

(注) 当附属明細は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額 (うち減損損失額)	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	2,474	—	135 (135)	133	2,205	661
	構築物	344	—	17 (17)	49	278	247
	機械及び装置	0	84	—	3	80	505,237
	車両運搬具	0	—	—	—	0	140
	工具、器具及び備品	2	151	145	0	7	19,202
	リース資産	1	857	764 (764)	5	89	3,926
	土地	1,278	—	74 (74)	—	1,204	—
	建設仮勘定	1,003	2,187	1,073 (581)	—	2,117	—
	計	5,104	3,280	2,211 (1,573)	191	5,982	529,416
無形固定資産	工業所有権	0	—	0	—	0	154
	施設利用権	0	—	0	—	0	379
	ソフトウェア	0	6	0	—	6	1,251
	計	0	6	0	—	6	1,785

(注) 「当期減少額」の()内は内書きで、減損損失の計上であります。

増減の主な内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 建物の減少 | 久居工場減損に伴う減少であります。 |
| (2) 構築物の減少 | 久居工場減損に伴う減少であります。 |
| (3) 機械装置の増加 | 亀山工場、天理工場設備稼働に伴う増加であります。 |
| (4) 工具器具備品の増加 | フォトマスク稼働に伴う増加であります。 |
| (5) リース資産の増加 | シャープ㈱からの借用設備の増加であります。 |
| (6) リース資産の減少 | シャープ㈱からの借用設備の減損に伴う減少であります。 |
| (7) 建設仮勘定の増加 | 新規設備購入に伴う増加であります。 |
| (8) 建設仮勘定の減少 | 未稼働設備の減損に伴う減少及び設備稼働に伴う本勘定への振替による減少であります。 |
| (9) ソフトウェアの増加 | 新規購入に伴う増加であります。 |

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸 倒 引 当 金	3,589	586	—	4,175
賞 与 引 当 金	2,060	2,677	2,060	2,677
役員賞与引当金	6	6	6	6
事業構造改革引当金	585	13,569	585	13,569
製品保証引当金	61	—	61	0
損失補償引当金	7,858	3,859	7,858	3,859
関係会社事業損失引当金	—	7,822	—	7,822
退職給付引当金	2,800	1,758	1,556	3,001

(注) 引当金の計上理由及び額の算定の方法は、個別注記表に記載しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
従 業 員 給 与 及 び 諸 手 当	2,333	
福 利 費	427	
退 職 給 付 費 用	209	
研 究 材 料 費	112	
減 価 償 却 費	107	
賃 借 料	91	
保 険 料	303	
修 繕 費	30	
光 熱 費	103	
運 送 費	1,044	
租 税 課 金	10	
旅 費 交 通 費	134	
交 際 費	4	
消 耗 工 具 器 具 備 品 費	6	
事 務 用 消 耗 品 費	2	
通 信 費	3	
広 告 宣 伝 費	15	
製 品 修 理 費	2,234	
業 務 委 託 料	7,091	
雑 費	699	
計	14,967	

第6期 事業報告

〔 2025 年 4 月 1 日 から
2026 年 3 月 31 日 まで 〕

シャープディスプレイテクノロジー株式会社

事業報告

2025 年 4 月 1 日 から
2026 年 3 月 31 日 まで

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経緯及びその成果

当事業年度における経営環境は、世界的な物価高がピーク時と比較して徐々に鈍化したものの、為替は依然として変動が大きく不安定であり、さらにウクライナ情勢や中東地域の緊張の高まりにより、地政学リスクが増大し先行き不透明な状況が継続しました。

ディスプレイデバイス業界においては、海外競合企業による積極的な投資や市場参入の加速を背景に競争環境が一段と激化し、当社においても十分な工場稼働を確保できない状況が続きました。また、重点商材の立ち上げが計画より遅れたことに加え、歩留も当初の想定・計画を下回ったことが収益を押し下げる要因となりました。

こうした厳しい環境下にありながら、近年は欧米顧客を中心にチャイナリスクを含む地政学的要因を踏まえた調達・生産体制の見直しが進んでおり、日本に立地する生産拠点を有し、多様な技術を保有する当社の強みが評価されております。このような環境を背景に、新機種の受注拡大や新規顧客の獲得を進めるとともに、立ち上げ遅延があったものの重点商材向けの量産を開始する等、将来の事業拡大に向けた施策を着実に推進してまいりました。さらに、構造改革の一環として、遊休資産であった工場建屋および土地をアオイ電子株式会社へ売却し、アセットライト化にも取り組みました。

しかしながら、収益への影響を吸収するまでには至らず、当事業年度の売上高は 2,679 億 74 百万円（対前年度比 21.5%減）、営業損失は 311 億 73 百万円（前年度は 465 億 81 百万円の営業損失）となりました。また、継続的な赤字が課題となり終息を決定した亀山第 2 工場に係る終息関連費用 134 億 94 百万円を計上したほか、関係会社であるシャープフロンティアオートモーティブテクノロジー株式会社およびシャープ米子株式会社に係る関係会社事業損失引当金として、それぞれ 40 億 62 百万円および 31 億 99 百万円を計上するなどした結果、税引前当期純損失は 558 億 8 百万円（前年度は 509 億 20 百万円の税引前当期純損失）、当期純損失は 481 億 11 百万円（前年度は 369 億 52 百万円の当期純損失）となりました。

(2) 当社の対処すべき課題

ディスプレイは映像を表示する機能にとどまらず、情報の入出力を担うデバイスとして多様な機器に搭載されており、市場は年々拡大傾向にあります。大型化・高精細化・低消費電

力化等、多岐にわたるニーズに対応するため、業界各社は開発・製造に注力しており、なかでも中国企業はこの10年間で急成長を遂げる等、競争環境は一段と厳しさを増しています。

このような状況下において、当社は液晶ディスプレイのパイオニアとして先端技術の進化に継続して取り組み、高品位・高品質ディスプレイの開発・生産・販売を推進することで、ハイエンド市場を中心に一定のポジションを確立してまいりました。

一方で、前述の海外競合メーカーの躍進に加え、顧客企業による液晶から有機EL（OLED）ディスプレイへの採用シフト、ミドル〜ローエンドモデルの市場拡大等、当社を取り巻く事業環境は大きく変化しています。

こうした中、ディスプレイ市場における競争優位性を維持し、持続的な成長と収益最大化を図るため、当社は以下の課題への取り組みを重点的に推進してまいります。

① 成長市場への事業展開拡大

近年、EV（電気自動車）やメタバース市場の拡大を背景に、車載向けやHMD（ヘッドマウントディスプレイ）向けディスプレイ市場の伸長が見込まれています。また、世界的な環境意識の高まりを受け、さらなる低消費電力化や紙資源削減に寄与する電子ペーパーディスプレイへの注目も一段と高まっています。

当社では、今後、高成長かつ高収益が期待されるこれら重点分野へのシフトと経営資源の集中を進めることで、早期の黒字化の実現と、持続的に成長できる事業体質への転換を図ってまいります。

② 市場変化への対応

ディスプレイデバイス市場は、既存製品のコモディティ化や競合技術の登場に加え、近年は地政学リスクの高まりを背景として、顧客の調達方針やサプライチェーンの見直しが進んでいます。特定地域に依存した生産体制についても、関税の影響や輸出入規制などの可能性を踏まえた見直しの動きが見られ、調達先の分散や地理的リスクを抑えた供給体制を重視する傾向が一層強まっています。こうした環境変化に対応するため、当社はマーケティング力を一層強化し、市場動向の綿密な分析を行うとともに、日本国内に最先端の製造工程を有する強みを活かし、新技術および新製品の開発を推進してまいります。これにより、顧客にとって最適な製品を継続的に提供できる体制を整え、競争環境の中でも持続的な価値創出を図ってまいります。

③ 製品・生産ポートフォリオの最適化

競合企業の中には、毎年大規模な投資を行い、生産能力の拡充や新技術の開発を積極的に進めるメーカーも存在しており、当社がディスプレイ業界において持続的に競争力を確保するためには、より一層の販売拡大、収益性の改善、そして製品力の強化が不可欠となっています。

今後も引き続き、当社が保有する生産能力および経営資源を最大限に活用するとともに、製品・生産ポートフォリオの最適化を推進し、高付加価値ディスプレイ事業の強化に取り組

んでまいります。

④ 新規ディスプレイ、新規事業の創出

近年、中国メーカーを中心に多くの企業がディスプレイ業界へ参入し、液晶ディスプレイのコモディティ化が一段と進展しています。このような環境下で競争力を確保するためには、継続的な技術力の向上と技術革新の追求が不可欠です。当社では、これまで培ってきた多様な技術のさらなる進化を図り、新規ディスプレイへの応用およびそれらの生産技術の高度化を進めることで、他社が容易に模倣できない付加価値の高いディスプレイの開発・創出に取り組んでまいります。

また、当社はディスプレイ事業にとどまらず、技術や生産設備を活用し、センサをはじめとする新規デバイスの開発や、半導体メーカーとの協業にも積極的に取り組んでまいります。これらの取り組みにより、新たな市場領域を切り開くとともに、事業ポートフォリオの拡大と持続的な成長基盤の構築を目指してまいります。

⑤ 構造改革による抜本的収益改善

当社は現在、第4.5世代から第8世代の複数の生産工場を保有しておりますが、足元の需要に対して生産能力に余剰が生じていることから、実需に即した生産体制への適正化を進める方針です。過剰な生産能力を抱える状況が続き、重い固定費負担が収益を圧迫している中、とりわけ亀山第2工場については継続的な赤字が課題となっています。亀山第2工場については、事業継続が危ぶまれる状況にある中、鴻海精密工業股份有限公司（鴻海）より工場譲受に関する提案を受け、一定期間にわたり譲渡に関する協議を進めてまいりました。しかしながら、協議の結果、先方において当該工場の譲受について長期的な事業性の観点から慎重な判断がなされ、譲渡協議は成立に至りませんでした。このため、亀山第2工場については、将来必要となる数量を纏めて生産したうえで工場を終息する計画です。

また、当事業年度には三重事業所の遊休資産であった工場建屋および土地をアオイ電子株式会社に売却し、アセットライト化を推進しました。今後も事業資産の最適化を進めるとともに、他業界企業との協働による空きスペースの有効活用や、ディスプレイ以外の新規事業領域への展開拡大にも取り組んでまいります。

2. 会計監査人に関する事項

名称 PwC J a p a n 有限責任監査法人

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（１）会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行の法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、自ら率先して「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を遵守・実践し、従業員の模範となると共に、当社及び当社の子会社全体に徹底する責任を負う。また、取締役会をはじめとする社内の重要会議に出席して取締役の職務の執行を相互に監督すると共に、監査役から職務執行について監査を受ける。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の重要会議の議事録は、議案に係る資料を含めて、社内規程に基づき、適正に保管し管理する。

決裁書を含めた職務の執行に関する文書については、「文書管理規程」を定め、適正に保存、管理する。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規則」、「組織ならびに業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「業務決裁要綱」により取締役及び従業員の職位ごとの権限及び責任を明確にする。

また、経営基本方針に基づく全社戦略を各部門の目標に展開し、その目標に対する成果を客観的に評価すると共に、財務・顧客・業務プロセス・人材と変革の4つの視点から戦略を立案し、実現することにより企業価値の向上を図る。

④従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を当社及び当社の子会社全体に徹底し、その実践を図る。

「コンプライアンス基本規程」に基づき、社長が責任を負い、事業戦略推進部が関係部門と連携しコンプライアンス推進体制を整備する。また、内部通報制度「クリスタルホットライン」「競争法ホットライン」「ハラスメント相談窓口」の運用、反社会的勢力との関係遮断・排除の社内体制の整備、監査による業務の適正性のチェック等を行う。

⑤損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、多様なビジネスリスクに総合的かつ体系的に対応し、緊急事態の発生に際しては、当社及び社会に対する損失の最小化と被害の拡大防止を図る。

また、当社は、「シャープグループ事業継続計画（BCP）取組指針」に沿ってBCPを策定し、事業継続マネジメント（BCM）体制を整備・運用する。

⑥当社及び当社の親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の経営について、独立法人として自助自立経営を行い親会社から適正な指導・監督を受け親会社を含むグループ間取引は適切に行う。

また、子会社の経営については、自主管理・自主責任を尊重して経営の機動性を確保すると共に、子会社の業務の適正を当社及び親会社と同一水準に保つべく、その職務の執行について、適正な指導・監督を行う。

⑦監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実行性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき専属の従業員（以下「監査役スタッフ」という）はいないが、事業戦略推進部が監査役の職務を補助する。また、監査役から求められた場合は、監査役スタッフを置き、異動その他の人事に関する事項の決定には監査役の同意を得るものとする。

⑧取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

「重要事項の監査役報告要領」を定め、これに基づき当該重要事項とその概要を遅滞なく監査役に報告する。

また、監査役は取締役会等の重要会議に出席して、重要事項の審議・決定又は重要な職務執行の報告を通して取締役の職務の執行を監査すると共に、重要事項発生と進行状況を確認し、必要に応じて取締役又は関係部門長の説明を求めることができる。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社長及びその他の経営幹部は、監査役と定期的及び監査役の求めに応じて随時に会合をもち、経営方針並びに当社の経営課題、経営環境の変化等について意見交換を行う。

また、監査役が親会社の監査等委員、当社の子会社の監査役、顧問弁護士、会計監査人、その他の外部関係機関と情報交換を行う機会を保障する。

（２）体制の運用状況の概要

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会をはじめとする社内の重要会議には取締役全員が出席し、相互にその職務執行の監督をするとともに、監査役からの取締役への助言、指導に対し、これを尊重するとともに速やかに対応を実施している。

また、コンプライアンス意識の向上を目的として「シャープ行動規範」に基づくコンプライアンスの学習を定期的実施している。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」に基づき、取締役会を含め重要会議の議事録を、事務局にて会議終了後保管し、重要文書の適正な保存管理を図っている。

また、契約書は、2025年8月に「契約書管理要綱」を改定し、当該要綱に基づく管理・運用を行っている。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規則」「組織ならびに業務分掌規程」「職務権限規程」及び「業務決裁要綱」を制定し、必要に応じて改定を行い、イントラネットに掲載している。

また、業績評価指標として、「経営指標」と「重点取組指標」を導入・運用し、経営管理会議等で進捗確認を行い、定期的な実績・見込みを報告している。

④従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、シャープグループ企業行動憲章及びシャープ行動規範を全社員に徹底し、その実践を図っている。また、シャープ株式会社の関係部門と連携し、当社の内部統制推進体制に

基づき、コンプライアンスの徹底と研修を実施している。

「クリスタルホットライン」、「競争法ホットライン」、「ハラスメント相談窓口」への通報案件は、担当部門が窓口となり適切に対処している。

諸規程に関して、シャープ株式会社との共通規程の掲載先確認を行うと共に、独自規程については、改定要否を確認し、改定が必要な規程は改定を行っている。

⑤損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、競争法リスクの低減を図るため、競合他社と取引がある部門は、四半期又は半期毎に競争法モニタリング調査を実施している。

シャープ株式会社向けの業績報告等において、重大なビジネスリスクに対しては、分析を行った上で、報告・協議を行っている。

ビジネスリスク事象発生時は「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき問題発生報ルールに従って組織的に対応すると共に、損失の最小化と被害の拡大防止を図っている。

「シャープグループ事業継続計画（BCP）取組指針」に基づき、当社におけるBCPの年次の見直しとBCP訓練の実施により、事業継続マネジメント体制を整備・運用している。BCP訓練については、亀山事業所・三重事業所に加えて、当社子会社のシャープディスプレイマニュファクチャリング株式会社（白山工場）のBCP訓練の企画・準備・運営等を支援した。

⑥当社及び当社の親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社を含むグループ間取引において、「関連当事者取引規程」に基づき都度該非チェックを実施している。

子会社から定期的に業務執行報告を受けると共に、取締役会、経営計画報告会等、重要会議に出席し、適切な指導を行っている。

⑦監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実行性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するための専属の従業員は置いていないが、監査役からの依頼に基づき事業戦略推進部が随時、監査役の職務を補助している。

⑧取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

「重要事項の監査役報告要領」を制定し、取締役会や経営管理会議を通じて定期的に経営状況の報告を行っている。

監査役は、取締役会他の重要な会議に出席し、状況確認を行い、説明要求には随時対応している。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

毎月開催している取締役会や経営管理会議を通じて、監査役と経営幹部との意見を行っている。

また、監査役が親会社の監査等委員、当社の子会社の監査役、顧問弁護士、会計監査人、その他の外部関係機関と情報交換を行うことを監査役判断に一任している。

4. 親会社等との取引に関する事項

当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社等のグループ会社等と営業取引を行う場合には、新規取引開始時及び既存取引の継続時も含め、取引条件等の内容の適正性を、その他第三者との取引条件との比較等から慎重に検討して実施しております。

第6期 事業報告の附属明細書

2025 年 4 月 1 日 から
2026 年 3 月 31 日 まで

シャープディスプレイテクノロジー株式会社

1. 親会社（関連当事者）との間の取引に関する事項

親会社（関連当事者）との取引に関する事項については、計算書類の個別注記表に記載しておりますため、記載を省略しております。

監 査 報 告

私たち監査役は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人からその職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026 年 5 月 27 日

シャープディスプレイテクノロジー株式会社

監査役 小田嶋 明紀 

野村 誠太郎 

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

シャープディスプレイテクノロジー株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

内菌 仁美

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

谷吉 英樹

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、シャープディスプレイテクノロジー株式会社の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 6 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2026 年 8 月 25 日

各位

シャープ株式会社
代表取締役 河村 哲治

シャープ米子株式会社
代表取締役 谷口 洋二

吸収合併に係る事前開示書類

シャープ株式会社（以下、「SC」といいます。）及びシャープ米子株式会社（以下、「SYC」といいます。）は、2026 年 10 月 1 日に SC を吸収合併存続会社、SYC を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます。）を行うこととし、合併契約を締結いたしました。

なお、本吸収合併は、SC においては、会社法第 796 条第 2 項に基づき簡易合併として、SC の完全子会社である SYC においては、会社法第 784 条第 1 項に基づき略式合併として、株主総会の承認を得ずに行います。

本吸収合併に関する事項は以下のとおりです。

1. 合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

本吸収合併は、完全親子会社間の合併につき、SC は SYC の株主に対して合併対価の交付は行いません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

SC は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）又は SC の下記 Web サイトよりご覧いただけます。

<https://corporate.jp.sharp/ir/library/securities/>

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併の効力発生日までに生じるSC及びSYCの資産及び債務の額の変動を考慮しても、本吸収合併後にSCが負担する債務について、履行の見込みに問題がないものと判断しております。

以 上

合 併 契 約 書

シャープ株式会社（住所：大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目 1 番 25 号、以下「甲」という。）とシャープ米子株式会社（住所：鳥取県米子市石州府字大塚ノ貳 650 番、以下「乙」という。）とは、以下の通り合併契約を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲と乙は合併し、甲は吸収合併存続会社として存続し、乙は吸収合併消滅会社として解散するものとする。

第 2 条（合併に際して交付する株式、金銭等）

甲は、乙の全株式を所有しているため、乙の株主に対してその株式に代わる株式、金銭等の交付は行わないものとする。

第 3 条（合併により増加する甲の資本金及び準備金等の額に関する事項）

甲が合併により増加する資本金及び準備金等の額は、次の通りとする。

- （１）資本金 0 円。 合併後の甲の資本金は 5,005,077,890 円とする。
- （２）資本準備金 0 円。 合併後の甲の資本準備金は 1,255,077,890 円とする。
- （３）利益準備金 0 円。 合併後の甲の利益準備金は 0 円とする。

第 4 条（吸収合併の効力発生日）

合併の効力発生日は、2026 年 10 月 1 日とする。但し、合併は、甲とシャープディスプレイテクノロジー株式会社間で別途締結される吸収合併契約に基づく吸収合併の効力発生を停止条件として、その効力を生ずる。甲及び乙は、協議の上、合併の効力発生日を合意により変更することができる。

第 5 条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、乙の資産負債及びこれらに付随する一切の権利義務を承継する。

第 6 条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務及び財産の管理運営を行い、合併に重大な影響を及ぼす事項を行うときは、別途協議の上、相手方の同意を得て行うものとする。

第 7 条（本契約の解除等）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、不可抗力その他の事由により、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議の上、合意により、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 8 条（本契約書に規定以外の事項）

本契約書に定めるもののほか、合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨にしたがい、甲及び乙において協議の上定める。

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保有する。

2026 年 8 月 7 日

甲： 大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目 1 番 25 号
シャープ株式会社
代表取締役社長 河村 哲治

乙： 鳥取県米子市石州府字大塚ノ貳 650 番
シャープ米子株式会社
代表取締役社長 谷口 洋二

第21期 計 算 書 類

2025年 4 月 1 日 から
2026年 3 月 31日 まで

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

シャープ米子株式会社

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	236,325	流 動 負 債	3,410,503
現 金 及 び 預 金	12,679	買 掛 金	8,149
売 掛 金	36,511	短 期 借 入 金	2,555,000
仕 掛 品	10,053	未 払 金	782,562
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,009	未 払 費 用	18,583
未 収 入 金	58,540	未 払 法 人 税 等	616
未 収 法 人 税 等	73,841	預 り 金	6,682
未 収 消 費 税	29,003	賞 与 引 当 金	38,910
そ の 他 流 動 資 産	13,687	固 定 負 債	25,420
固 定 資 産	392	繰 延 税 金 負 債	25,420
有 形 固 定 資 産	1		
建 物	0	負 債 合 計	3,435,923
構 築 物	0	純 資 産 の 部	
機 械 装 置	0	株 主 資 本	△ 3,199,204
車 両 及 び 運 搬 具	0	資 本 金	100,000
工 具、器 具 及 び 備 品	0	資 本 剰 余 金	7,623
土 地	0	資 本 準 備 金	7,623
無 形 固 定 資 産	391	利 益 剰 余 金	△ 3,306,827
ソ フ ト ウ ェ ア	391	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 3,306,827
		純 資 産 合 計	△ 3,199,204
資 産 合 計	236,718	負 債 純 資 産 合 計	236,718

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 2025年 4月 1日 から
2026年 3月 31日 まで 〕

(単位：千円)

売 上 高	451,252
売 上 原 価	514,783
売 上 総 損 失	63,530
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	16,947
営 業 損 失	80,478
営 業 外 収 益	11,953
固 定 資 産 賃 貸 益	8,830
受 取 助 成 金 等	1,651
自 動 販 売 機 施 設 利 用 料	111
そ の 他 の 営 業 外 収 益	1,359
営 業 外 費 用	21,421
支 払 利 息	21,421
経 常 損 失	89,945
特 別 利 益	773
前 年 社 外 転 進 支 援 費 用 精 算	773
特 別 損 失	2,277,278
固 定 資 産 売 廃 却 損	1
固 定 資 産 減 損 損 失	1,539,544
社 外 転 進 支 援 費 用	737,733
税 引 前 当 期 純 損 失	2,366,450
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△ 47,145
当 期 純 損 失	2,319,305

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 2025年 4月 1日 から
2026年 3月 31日 まで 〕

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主 資本 合計	
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	その他 利益剰余金	利 益 剰余金 合 計		
				繰 越 利 益 剰余金			
当 期 首 残 高	100,000	7,623	7,623	△ 987,522	△ 987,522	△ 879,899	△ 879,899
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失				2,319,305	2,319,305	2,319,305	2,319,305
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	△ 2,319,305	△ 2,319,305	△ 2,319,305	△ 2,319,305
当 期 末 残 高	100,000	7,623	7,623	△ 3,306,827	△ 3,306,827	△ 3,199,204	△ 3,199,204

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料・仕掛品 移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
貯蔵品 先入先出法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討した結果、計上していません。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による按分額により費用処理しております。

数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による按分額により翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

フェイスシールド事業、リモート事業(レビュー・リペア)、部品メンテナンス事業の販売に係る収益は、主に製造又は成果物等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品又は成果物を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品又は成果物を引き渡す一時点において、顧客が当該製品又は成果物に対する支配を獲得して充足されると判断し、検収した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) シャープ株式会社は、グループ通算制度を適用しており、当社は、その通算子法人となっております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(追加情報)

1. 減損処理に関する注記

減損損失算定にあたり、当社は2026年5月に全事業を終息し、8月にてSDTCとの吸収合併により消滅いたします。

これに伴い当社を一つのグルーピングとし、動産・不動産の会計上の評価算定を第三者（鑑定会社）に依頼いたしました。

鑑定評価額については、動産のプラスを上回る不動産のマイナス評価により合計でマイナス評価となり、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,539,544千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額を零としております。

場所	種類	減損損失
米子工場	建物	401,369 千円
	構築物	62,028 千円
	機械装置	1,437 千円
	一般工具器具備品	2,438 千円
	土地	1,072,269 千円
合計		1,539,544 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	2,000 株	—	—	2,000 株

第21期 計算書類の附属明細書

□	2025年 4月 1日 から	□
	2026年 3月 31日 まで	

シャープ米子株式会社

目 次

	頁
1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細	1
2. 引当金の明細	1
3. 販売費及び一般管理費の明細	1

(注) 当附属明細は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額
有形固定資産	建物	435,861		401,369 (401,369)	34,490	0	2,292,211
	構築物	66,068		62,028 (62,028)	4,039	0	232,781
	機械装置	1,983	187	1,437 (1,437)	733	0	1,646,492
	車両及び運搬具	0				0	1,182
	工具、器具及び備品	5,013	469	2,514 (2,438)	2,967	0	225,064
	土地	1,072,270		1,072,269 (1,072,269)		0	
	計	1,581,196	656	1,539,620 (1,539,544)	42,230	1	4,397,732
無形固定資産	ソフトウェア	529	-	-	138	391	138
	計	529	-	-	138	391	138

(注) 当期減少額の()内は内書きで減損損失の計上額であります。

増減の主な内容

- | | |
|------------------|-------------------------------------|
| (1) 建物の減少 | 鑑定結果に基づいた減損401,369千円であります。 |
| (2) 構築物の減少 | 鑑定結果に基づいた減損62,028千円であります。 |
| (3) 機械装置の増加 | モスアイフィルム品質対応設備導入187千円であります。 |
| (4) 機械装置の減少 | 鑑定結果に基づいた減損1,437千円であります。 |
| (5) 工具、器具及び備品の増加 | 非常用発電機導入469千円であります。 |
| (6) 工具、器具及び備品の減少 | 鑑定結果に基づいた減損2,438千円、廃却及び売却76千円であります。 |
| (7) 土地の減少 | 鑑定結果に基づいた減損1,072,269千円であります。 |

2. 引当金の明細

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	56,687	91,232	109,009	38,910
退職給付引当金	138,243	10,733	148,976	-

(注1) 引当金の計上理由及び額の算定の方法は、個別注記表に記載しております。

(注2) 退職給付引当金は、2027年3月に当社の企業年金基金の解散が決定したことから、当年度末で全額(10,733千円)取崩し処理をしております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	11,041	
従業員給料及び諸手当	2,824	
減価償却費	100	
租税課金	197	
賃借料	40	
動力費	62	
発送費	482	
旅費	215	
事務用消耗品費	1	
その他	1,981	
計	16,947	

事業報告

〔 2025年 4月 1日 から
2026年 3月 31日 まで 〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加、設備投資の持ち直しにより、緩やかな回復基調が続きました。一方、ウクライナや中東情勢の長期化に伴う地政学リスクの高まりによる原材料高騰・物価上昇など先行き不透明な状況が継続しました。

こうした中、当社は前年に終息したリモートリペア事業[※]・水道メーター組立事業・クリーニング事業による影響を補うため、バイクヘルメット用シールドや大型RtoR、においセンサーサポート等による積上げを図ろうとしましたが拡大には至らず、特高受電設備故障影響による部品メンテナンス事業の受注減少もあり、売上高は451,252千円（前年度比55.7%）となりました。

営業損益は、前年に実施した社外転進支援プログラムによる人件費減、退職給付費用の減、電気使用量削減などがあるものの営業損失80,478千円と前年度の黒字から赤字となりました。

経常損失は、借入金の支払利子利率（0.49→0.99%）の見直しによる営業外費用の増加もあり89,945千円となりました。

そして、2026年5月で事業終息・全従業員(160名)の希望退職に係る社外転進支援費用の特別損失737,733千円・有形固定資産の減損損失1,539,544千円があり2,366,450千円の税引前当期純損失となりました。

当期純損失は、売上高減少・特別損失・減損損失、法人税還付金増加により2,319,305千円となりました。

※リモートリペア事業・・・遠隔操作による亀山工場の液晶パネルのリペアを行う事業

(2) 対処すべき課題

当社は、今後の事業見通しが厳しいことから2026年8月に、親会社であるシャープディスプレイテクノロジー(株)へ吸収合併され消滅する予定です。事業は2026年5月に終息し、6・7月は工場内の仕舞い処理及び、有給休暇取得期間とし、7月末にて全従業員退職となります。

2. 業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）

（1）会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する取締役会決議内容の概要）

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、自ら率先して「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を遵守・実践し、従業員の模範となるとともに、当社全体に「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」の遵守・実践を徹底する責任を負う。また、取締役会における、重要事項の審議・決定、又は重要な職務の執行の報告を通して、取締役の職務を相互に監督するとともに、監査役から職務の執行について監査を受け、監査役から勧告・助言があった時は、これを尊重する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の重要会議の議事録は、議案に係る資料を含めて社内規程に基づき適正に保管し、管理する。「文書管理規程」を定め、決裁書を含めた職務の執行に関する文書を適正に保存、管理する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、「取締役会規則」、「組織並びに業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「業務決裁要綱」により取締役及び従業員の職位ごとの権限及び責任を明確にし、効率的に職務を執行する。

④ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を全社に徹底し、その実践を図るとともに、「コンプライアンス基本規程」に基づき、コンプライアンス推進体制を整備・運用する。また、シャープグループとして設置した「クリスタルホットライン」及び競争法に特化した「競争法ホットライン」、並びに当社設置の「米子ホットライン」を活用した企業不祥事の未然防止・早期発見を行う体制、反社会的勢力との関係遮断・排除の社内体制を整備・運用する。シャープ株式会社の「監査部」及び内部監査により業務の適正性のチェック等を行う。

⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、シャープ株式会社がシャープグループとして定めた「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、多様なビジネスリスクに総合的かつ体系的に対応する。緊急事態の発生に際して、上記の「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、当社及び社会に対する損失の最小化と被害の拡大防止を図る。

当社は、シャープ株式会社がシャープグループとして定めた「シャープグループ事業継続計画（BCP）取組指針」を基に事業継続計画を策定し、事業継続マネジメント（BCM）体制を整備・運用する。

- ⑥ 当社、親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を当社全体に浸透させる。また、監査役、シャープ(株)の監査等委員会・監査部が定期的に情報交換・協議等を行う体制を整備・運用し、監査機能を十全に果たすことにより業務の適正を確保する。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助するための専属の従業員（以下、「監査役スタッフ」という）はいないが、監査役から求められた場合は、監査役スタッフを置く。監査役スタッフの人事に関する事項の決定には、監査役の同意を得るものとする。

- ⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、「重要事項の監査役報告要領」を定め、報告要領に従って当該重要事項と概要を遅滞なく監査役に報告を行う。監査役は、重要事項の審議・決定又は重要な職務の執行の報告を通して取締役の職務の執行を監査する。監査役が事業の報告を求める場合や業務及び財産の状況を調査する場合は、これに協力する。当社は、監査役へ報告したことを理由に、報告者に対して不利益な取扱いを行わない。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び従業員は、監査役が定めた監査基準と監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行と監査環境の整備に協力する。社長及び経営幹部は、監査役と定期的及び監査役の求めに応じて随時に会合をもち、経営方針並びに経営課題、経営環境の変化等について意見交換を行う。また、監査役がシャープ(株)の監査等委員会及び顧問弁護士、会計監査人その他の外部関係機関と情報交換を行う機会を保障する。当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求を監査役が行ったときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当該費用又は債務を速やかに処理する。

(2) 内部統制に関する基本方針の運用状況の概要

当社は、上記のとおり「内部統制に関する基本方針」を定め、これに基づく具体的な施策を策定し、内部統制に係る体制の整備と運用を実施しています。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を社内研修等を通じ徹底を行っている。また「内部統制に関する基本方針」に基づき施策・運用状況を取締役会にて適宜報告している。取締役の職務執行状況報告は、取締役会（年4回）及び経営会議（月1回）において相互に確認をしている。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」を制定し、文書の適正保存・管理を実践している。重要会議の議事録及び関連資料は、事務局にて規程に基づき保管している。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、組織・業務分掌に関する規程及び業務決裁要綱をイントラネットに掲載している。また経営計画に基づき主要課題については、経営会議等にて進捗状況を確認実施している。

④ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社内研修を通じて、シャープグループ企業行動憲章及びシャープ行動規範を全社員へ周知徹底し、その実践を図っている。

⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、ビジネスリスク項目の評価見直しを実施している。また社内緊急連絡体制表の更新やBCPの見直しを行い、緊急機能の維持に努めている。

⑥ 当社、親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制の整備・運用状況について、取締役会へ報告している。

⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役からの要請により職務の補助を随時実施している。

⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、「重要事項の監査役報告要領」を整備制定している。監査役の取締役会への出席により適宜重要事項の報告を実施している。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査計画の事前確認、監査資料の事前提供等監査環境の整備に協力をしている。また適宜監査役との情報交換の機会を確保している。

第21期 事業報告の附属明細書

□	2025年 4月 1日 から	□
	2026年 3月 31日 まで	

シャープ米子株式会社

記載すべき事項はございません。

監 査 報 告

２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの第２１期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

取締役及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

２０２６年５月２２日

シャープ米子株式会社

監 査 役 中 山 基 男

